

## 議決権の特例について(案)

平成 27 年 月 日

日本医療研究開発機構審議会決定

日本医療研究開発機構審議会における議決権の特例について、次のように定める。

(議決権の特例)

日本医療研究開発機構審議会運営規則第 4 条に規定する日本医療研究開発機構の事務及び事業について利害関係を有する者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 所属機関の常勤・非常勤の役員であり、当該所属機関に対して日本医療研究開発機構から金銭提供がある者
- 二 自ら研究申請者となって日本医療研究開発機構から研究費の配分を受けている者（研究分担者として研究費の配分を受けている者を除く。）